

令和5年4月1日

東村山市

シチズン健康保険組合東村山総合グラウンドの使用に関するルール（案）

（趣旨）

第1条 この使用に関するルールは、シチズン健康保険組合東村山総合グラウンド（以下「グラウンド」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（開場日及び開場時間日等）

第2条 グラウンドの開場日等は、次のとおりとする。

- （1） 開場日 毎週土曜日・日曜日・祝日
- （2） 施設開場時間 午前8時30分から午後5時30分まで
- （3） グラウンド開場時間 午前9時00分から午後5時まで

（使用対象者）

第3条 使用対象者は、東村山市少年野球連盟に加盟する団体とする。

（使用時間）

第4条 使用時間は原則として、2時間を1単位とする。

2 使用時間には、原状回復に要する時間を含むものとする。

（団体登録）

第5条 市長は、第3条に該当する者で、所定の登録用紙に登録した団体に使用を許可するものとする。

（使用日の決定）

第6条 使用日の決定は、抽選会により行う。

2 抽選会は、毎月15日の市長の指定する時間から東村山市民スポーツセンターにおいて翌月分の使用について行うものを基本とする。ただし、その日が土曜日、日曜日、休館日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近いこれらの日以外の日とする。

（使用の申請等）

第7条 抽選により使用日が決定した者は、市長に申請書を提出し、許可書の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、使用に際し、施設管理運営業務受託者に許可書を提示し、指示を受けるものとする。

3 第1項の様式は、東村山市体育施設条例施行規則（平成30年東村山市規則第17号。以下「施行規則」という。）に定める様式の例による。

（使用の変更、取消し等）

第8条 使用日の変更は認めない。

2 市長は、災害その他特別の事情があるときは、使用の許可を取り消すことができる。

3 市長は、雨天又はグラウンドコンディション不良と認めた場合は、使用を中止することができる。この場合において、中止に伴う振替えは行わない。

4 市長は、使用者がこのグラウンドの使用に関するルールの規定に違反したときは、使用を中止させ、又は登録の取消しをすることができる。

（遵守事項）

第9条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

（1）原則として第3条に規定する要件を満たした友好団体との試合形式をとること。なお、友好団体の責めは、連帯して負うものとする。

（2）使用後の原状回復や清掃等については、使用者が責任を持って行うこと。

（3）開場時間及び使用時間を厳守すること。

（4）使用後は、整備用具により整地すること。

（5）使用した用具類は、所定の倉庫に整理・整頓のうえ収納すること。

（6）グラウンド及び敷地内及び敷地周辺は禁煙とする。

（7）グラウンド使用に関わる動線以外には立ち入らないこと。

（8）駐車及び駐輪は所定の位置に停めること。

（9）グラウンド以外の駐車場及び駐輪場等での練習は行わないこと。

（10）グラウンド使用時間以外は、敷地内に滞留しないこと。

（11）使用中及び往復時における事故防止については、十分注意し、万一事故等が生じた場合は、使用者の責において処理すること。